

令和4・5年度 新聞記事クリッピング業務

No.	項目名等	質問内容	回答内容
1		<p>PDF送信についてのご回答の「受託業者さまが本業務を遂行するために、メールにて当社へ送付する場合の利用許諾が必要な場合には、別途許諾を得て頂く必要があります。」につきまして、各新聞社に許諾料の見積もりを依頼しなくてはなりません。見積もりに必要な条件としまして、各新聞（対象紙19紙）の月あたりの使用記事数、PDF送信件数等があります。それらについてご教示いただけますと幸いです。見積もりには時間を要するかもしれません。また、業者がクリッピングをPDF送信することを許諾しない業界紙があるかと存じますが、その場合はどうしたらよろしいでしょうか。</p>	<p>仕様書2-1-6補足事項②にあるとおり、直近令和3年12月における1日あたりのクリッピング記事件数は、平均約20件です。したがって、対象紙19紙に対し、1日あたり平均約1記事となります。PDF送信件数は平日毎朝に1回のみとなります。なお、左記「受託業者さまが本業務を遂行するために、メールにて当社へ送付する場合の利用許諾」とは、平日毎朝のPDF送信のみの許諾を指しており、PDF受領後の対応については弊社が直接、各新聞社に許諾料を支払います。また、PDF送信することを許諾しない業界紙があった場合、やむを得ず、その業界紙のみについてはFAXにて送信いただくこととし、仕様書2-1-5支払いにあるとおり、本業務を実施するために必要な費用に含みます。</p>
2		<p>お聞き及びかと存じますが、今期中から主要新聞社が官公庁を手始めとして、業者によるクリッピング納入について、適正に許諾を得て複製（コピー、FAX、PDF、イントラネット等）されているか調査されています（原紙を切り抜いた形の納入は複製にあたらぬので適正です）。</p> <p>許諾されていないケースの場合、発注元あるいは業者に許諾料（今期に限らず過去について遡る新聞社もありません）を請求されています。</p> <p>基本的に発注元がご負担される場合が多いですが、業者が負担する場合があります。</p> <p>また発注元にも「業者による複写を受けている」という申請が必要と聞いています。</p> <p>今期の同様案件ですが、許諾料を含んだ落札額でしょうか。読売新聞等は今期以前の業者による複写納入は認めておりませんので、いずれ請負業者に許諾料を請求されるものと思われれます。</p>	<p>今期の同様案件について落札額の内訳をお示しすることはできませんが、本業務を実施するために必要な許諾料につきましては、平日毎朝のPDF等の送信のみに係る許諾料を含んでください。なお、PDF受領後の対応については弊社が直接、各新聞社に許諾料を支払います。</p>